

一般社団法人桑名青年会議所
研修制度の運用に関する細則

第1章 総 則

第1条 本細則は、入会を希望する者に対し、正会員として理事会で承認されるまで研修を行い、本会の運営を円滑ならしめるため、定款第2章第9条、運営規則第2章第3節、第14条第2項および第11章第52条に基づき、必要な事項を定める。

第2章 研修義務

第2条 入会を希望する者は、研修生として理事会の承認を受けなければならない。

第3条 研修生は、3か月間の次の研修義務を負う。

- (1) 例会出席 3回
 - (2) 委員会出席 全委員会へ原則として1回以上出席
 - (3) 研修期間中に行われる一般社団法人桑名青年会議所により開催される事業への出席 各事業への原則として1回以上出席
 - (4) 研修期間中に開催される、公益社団法人日本青年会議所、東海地区協議会、または三重ブロック協議会が主催する、各種会議、事業及びブロック大会、地区大会、全国大会、認証式、記念大会のいずれかに原則として1回以上の出席
- 2 前項(2)(3)、(4)項の義務回数にやむをえず満たない場合は、前項(3)、(4)項の出席回数を充当することができる。

第4条 前条の義務を履行できなかった場合、会員資格審査委員会は、原則1か月以上の研修延長、または入会意思がないものと判断し、理事会の承認を得て、推薦者に報告する。

第3章 研修費用

- 第5条 研修生として承認された者は、研修費用として月額5,000円の3か月分である15,000円を本会に納入しなければならない。
- 2 第4条により研修期間を延長した場合は、月額5,000円の研修費を本会に納入しなければならない。
 - 3 研修費は、研修生承認を受けてから1か月以内に研修費を本会に納入する。
 - 4 大規模災害、感染症及び疾病の流行等のやむを得ない事由により、第3条研修義務を履行できない場合に限り、追加研修費の納入義務は負わない。
 - 5 いかなる場合も、研修費その他拠出金品は返還をしない。

第4章 推薦者

第6条 推薦者は、研修生の相談役となり、研修期間中の指導及び助言を行う。

第7条 推薦者は、会員資格審査委員会より通達があった場合、延滞なく研修生に連絡をしなければならない。

第8条 推薦者は、本細則第3条第1項各号の出欠を確認し、遅滞なく担当委員会に連絡をしなければならない。

第5章 雑 則

第9条 本細則に定めるもののほか、研修制度運営について会員資格審査委員会が理事会の承認を得て定めることができる。

付 則

本細則は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。